

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長 殿
【氏名又は名称】	クリフォード チャンス法律事務所 外国法共同事業 弁護士 山下 淳
【住所又は本店所在地】	東京都港区赤坂2丁目17番7号 赤坂溜池タワー7階
【報告義務発生日】	該当事項はありません
【提出日】	平成21年12月8日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	4
【提出形態】	該当事項はありません
【変更報告書提出事由】	該当事項はありません

【発行会社に関する事項】

発行者の名称	S B Iホールディングス株式会社
証券コード	8473
上場・店頭の種類	上場
上場証券取引所	東京 大阪

【提出者に関する事項】

1 提出者(大量保有者) / 1

個人・法人の別	法人(米国カリフォルニア州法に準拠して設立された株式会社)
氏名又は名称	キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー (Capital Guardian Trust Company)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国カリフォルニア州、ロスアンジェルス、サウスホープ・ストリート333 (333 South Hope Street, Los Angeles, California, U.S.A.)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区赤坂2丁目17番7号 赤坂溜池タワー7階 クリフォード チャンス法律事務所外国法共同事業 弁護士 山下 淳
電話番号	03-5561-6640(代表) 03-5561-6645(担当者直通)

2 提出者(大量保有者) / 2

個人・法人の別	法人(英国法に準拠して設立された法人)
氏名又は名称	キャピタル・インターナショナル・リミテッド (Capital International Limited)
住所又は本店所在地	英国SW1X 7GG、ロンドン、グロスヴェノー・プレイス40 (40 Grosvenor Place, London SW1X 7GG, England)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区赤坂2丁目17番7号 赤坂溜池タワー7階 クリフォード チャンス法律事務所外国法共同事業 弁護士 山下 淳
電話番号	03-5561-6640(代表) 03-5561-6645(担当者直通)

3 提出者(大量保有者) / 3

個人・法人の別	法人(米国カリフォルニア州法に準拠して設立された法人)
氏名又は名称	キャピタル・インターナショナル・インク (Capital International Inc)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国カリフォルニア州90025、ロスアンジェルス、サンタ・モニカ通り 11100、15階 (11100 Santa Monica Boulevard, 15th Fl., Los Angeles, CA 90025, U.S.A.)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区赤坂2丁目17番7号 赤坂溜池タワー7階 クリフォード チャンス法律事務所外国法共同事業 弁護士 山下 淳
電話番号	03-5561-6640(代表) 03-5561-6645(担当者直通)

4 提出者(大量保有者) / 4

個人・法人の別	法人(スイス法に準拠して設立された法人)
氏名又は名称	キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル (Capital International Sàrl)
住所又は本店所在地	スイス国、ジュネーヴ1201、プラス・デ・ベルグ3 (3 Place des Bergues, 1201 Geneva, Switzerland)

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区赤坂2丁目17番7号 赤坂溜池タワー7階 クリフォード チャンス法律事務所外国法共同事業 弁護士 山下 淳
電話番号	03-5561-6640(代表) 03-5561-6645(担当者直通)

5 提出者(大量保有者)/5

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	キャピタル・インターナショナル株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビル33階
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区赤坂2丁目17番7号 赤坂溜池タワー7階 クリフォード チャンス法律事務所外国法共同事業 弁護士 山下 淳
電話番号	03-5561-6640(代表) 03-5561-6645(担当者直通)

【訂正事項】

訂正される報告書の 報告義務発生日	平成21年11月30日(報告書提出日平成21年12月7日 変更報告書 No. 5)
訂正内容	上記「変更報告書 No.5」の取下げを行います。
訂正の理由	「共同保有者の減少」を提出事由として上記変更報告書No.5を提出いたしました が、この度共同保有者から外れる「提出者(共同保有者)2」の前回報告書提出 時における株券等保有割合は1%未満であり、当該共同保有者の減少は変更報告書 の提出事由に該当せず(金融商品取引法27条の25第1項、金融商品取引法施行令第 14条の7の2第1項)報告書提出不要であるため、本訂正報告書の提出をもって上記 変更報告書No.5を取り下げいたします。